

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年11月21日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

- 1 遺族共済年金2,090,424円が支給されたことは事実であるが、全額の返還を命じたことは、処分庁の裁量権を逸脱した違法な処分である。

請求人には後見人が選任されており、後見人は、民法861条1項における「後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。」及び同条2項における「後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。」の規定に従って後見事務を遂行した結果、後見事務を行うために支出した費用は遡及支給された遺族年金の一部を費消せざるを得ない状況にある。

- 2 請求人に対する遺族年金支給が開始されたことにより、今後は、偶数月の15日に継続して支給される。

後見事務に支障ない程度に、遺族年金が支給されるたびに分割して

返還させることも可能であるにもかかわらず、請求人の資力を超過して、全額一括返還を要求して、後見事務の遂行に支障を生じさせていることに合理性はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月 8日	諮問
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）
令和7年10月17日	審議（第105回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給

付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

また、課長通知の1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費免除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知・1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」（同・(イ)）とされている。

ウ 課長通知の1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生

時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること」とされている。

(4) 次官通知等の位置付け

次官通知は地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、課長通知は、同法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分についての検討

上記 1 の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 法 63 条の規定の適用

請求人は、令和 4 年 8 月 23 日に至って、令和 2 年 8 月からの遺族年金遡及分 2,090,439 円を一括支給されたことから、処分庁は、法 63 条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

法 4 条 1 項の規定及び次官通知（1・(2)）からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである（保護の補足性）。そして、法 63 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うするものであるから（東京高等裁判所平成 25 年 4 月 22 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、処分庁が、法 63 条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額

処分庁は、後見人から事前に買い替え要望等は受けておらず、生活実態も安定しているため、自立更生のための用途に供される額はないとして、請求人に対し、遡及して受給した年金額のうち端数を除いた金額について返還請求を行ったことが認められる。

法 63 条に基づく費用返還については、全額を返還対象とすること

を原則とし、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、「事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められない」とされる（1・(3)・イ）、請求人については、事前の相談はなく、真にやむを得ない理由があったとも認められないから、処分庁が自立更生免除の適用なしとした判断に不当な点は認められない。

そして、処分庁は、別紙1「返還金額算定表」のとおり、各返還対象月において、資力が支給済保護費を上回っていることから、支給済保護費に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定していることが認められる。

この点、本件処分通知書の返還対象期間には誤りがあり、処分庁は、事後にこれを訂正しているところ、本件については、別紙2「返還金額算定表（変更後）」のとおり、返還対象期間の変更は返還決定額に影響しないことから、本件処分の適法性を左右するものとは認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、後見事務を遂行するための費用（以下「後見費用」という。）を遺族年金から費消せざるを得ない状況であり、全額の返還は裁量権の逸脱であり、一括返還は不合理である旨主張する。

しかし、後見人から後見費用の具体的な挙証資料は提出されておらず、本件処分に当たり、請求人から後見費用に係る自立更生免除の申出があったとも認められない。また、法63条に基づく返還は、全額を返還額とすることを原則とし、自立更生免除は、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合で、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものである場合に適用される（1・(3)・イ）、請求人の恒常的な年金収入（遺族年金（定期分））が最低生活費を上回るとして、請求人の保護が廃止されていることからしても、支給済保護費の全額を返還対象とすることによって請求人世帯の自立が著しく阻害されるとは認められない。

よって、処分庁による自立更生免除の判断に不当な点は認められず、遺族年金（遡及分）の返還金額の決定に裁量権の逸脱があったとはいえない。また、担当職員は、受給する保護費は返還処理が必要である旨をあらかじめ後見人に説明しており、返還決定額全額の一括返還を求めたことが不合理とは認められないから、請求人のいずれの主張も、本件処分を取り消す理由とすることはできない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、法63条による返還請求を行う際の対応について、以下付言する。

本件において、担当職員は、後見人宅を訪問した際、受給する保護費は返還処理が必要である旨を後見人に説明していることが認められる。このように後見人の存在が明らかとなっている本件の事情に鑑みるならば、処分庁は、本件処分を行うに際して、後見費用に係る自立更生免除の適用の可否を後見人に説明し、分割して返還する方法を提案するなど、法63条の適用に際して、被保護者の事情に即して、具体的かつ丁寧に説明を尽くすことが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）